

いしかわ魅力開発民間プロジェクト応援事業

募集要項

1. 目的

北陸新幹線の県内全線開業を見据え、県下全域で新たな魅力の発掘や磨き上げを強化するため、民間事業者による、これまで県内にはない多様な旅行ニーズや志向の変化を踏まえた新たな体験型観光素材を開発する取り組みを支援します。

2. 補助対象者

県内で活動する民間企業及び民間団体（観光協会など観光振興を推進する団体を除く。）であることとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 申請事業について市、県、国の補助事業や顕彰制度の対象となっている者
- (2) 政治活動、宗教活動を目的とする者
- (3) 公益を害するおそれのある者
- (4) その他上記の趣旨に適合しないと認められる者

3. 補助対象事業

旅行商品化に向けた、これまで県内にはない多様な旅行ニーズや志向の変化を踏まえた新たな体験型観光素材の開発に要する事業とします。

4. 当連盟が実施する「いしかわ旅行商品プロモーション会議」への素材提案

採択事業は、素材開発の専門家等のアドバイスによるフォローアップを予定するとともに、「いしかわ旅行商品プロモーション会議」の場で旅行会社に提案し、旅行商品化等を働きかけます。

会議開催時期（予定）：令和4年10月頃、令和5年春

5. 補助金の額

上限300千円とします。

※事業収入のある場合、補助対象経費から事業収入を控除した額

6. 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、以下の経費より県が認めるものを対象とします。

区分	経費の種類
役務費	事業実施に必要な通信運搬費（郵便電信料、運搬料）、各種手数料、役務サービス料、翻訳料
需用費	事業実施に必要な消耗品の購入費、印刷製本費
施設及び設備借り上げ料	事業実施に直接必要な施設や設備の借り上げ料
広報宣伝費	事業実施にあたっての広報宣伝費
報償費	事業実施に必要な外部専門家等にかかる技術指導費及びコンサルタント費等の報償費

委託費	事業実施に必要な製作費及び設置等にかかる委託費、調査の実施に係る委託費
備品購入費	事業実施に必要な備品購入費（既存の機器の更新や、汎用性のあるものを除く）
その他の経費	その他、必要と認められる経費

<備考>

- 1 補助額は、1,000円未満を切り捨てた額とする。
- 2 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 対象事業の実施に直接必要がない経費
 - (2) 対象事業に係る経費として明確に区分できない経費
 - (3) 使途、単価、数量等が明確に区分できない経費
 - (4) 人件費及び食糧費（会議及び作業に係るお茶代は除く）
 - (5) 出資・出捐・貸付及び不動産取得に要する経費
 - (6) 消費税及び地方消費税
 - (7) その他理事長が不相当と認める経費

7. 申請方法

(1) 提出書類

- ・事業計画書 ・経費の配分 ・収支予算 ・組織の状況
- ・その他、申請者の活動内容や実績等が分かる資料

※様式(記入例含む)は、下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankou/minkan/2022.html>

(2) 提出方法

郵送または持参にて提出してください。FAX、メール等での提出は認められません。

(3) 提出先

応募事業を実施する市町の観光振興担当課
(次ページを参照下さい)

(4) 提出期限

令和4年4月25日(月)

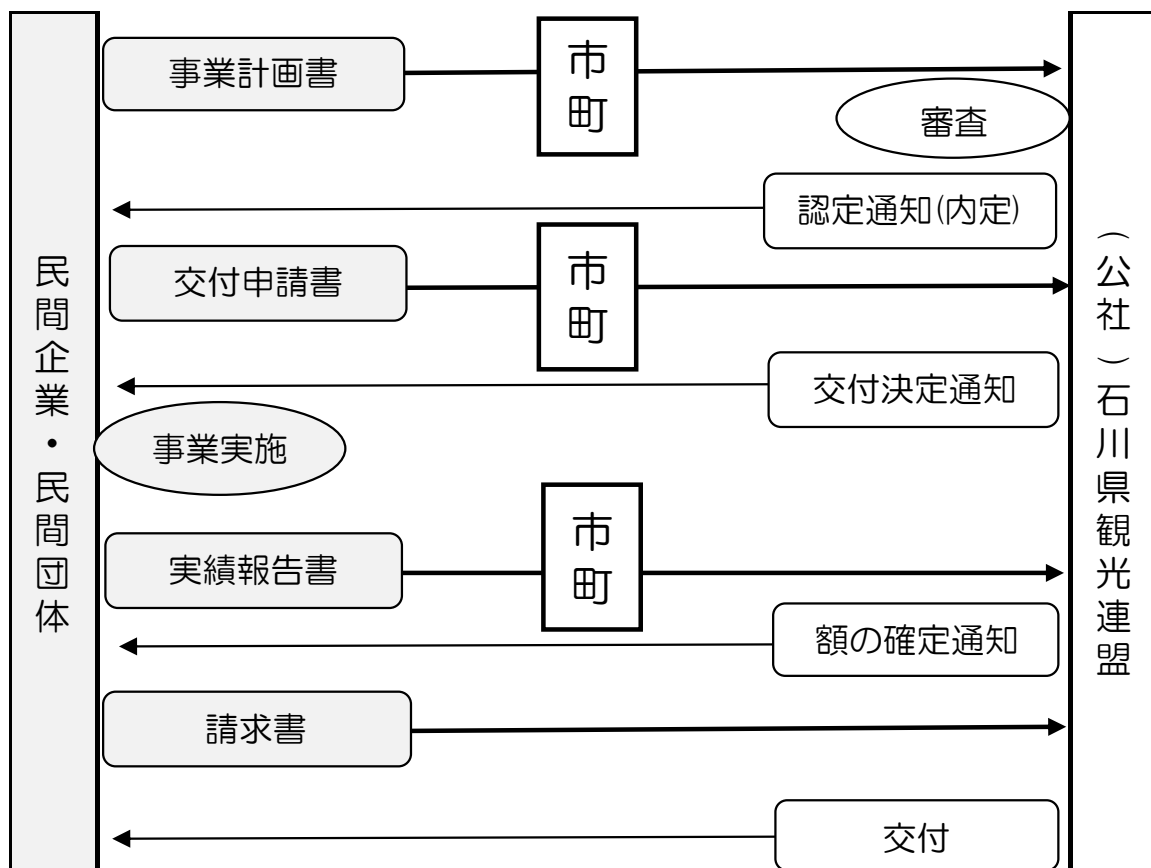
(5) スケジュール(予定)

スケジュール	日程
公募開始	令和4年3月4日(金)
応募締切日	令和4年4月25日(月)
審査期間	令和4年5月初旬～5月中旬(予定)
審査結果通知(書面)	令和4年5月下旬(予定)
事業終了・実績報告	令和5年3月末まで

<各市町担当課>

市町	担当課	住所	電話番号
金沢市	観光政策課	〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号	076-220-2194
七尾市	交流推進課	〒926-8611 七尾市袖ヶ江町イ部25番地	0767-53-8424
小松市	観光交流課	〒923-8650 小松市小馬出町91番地	0761-24-8076
輪島市	観光課	〒928-0001 輪島市二ツ屋町2字29番地	0768-23-1146
珠洲市	観光交流課	〒927-1295 珠洲市上戸町北方1字6番地の2	0768-82-7776
加賀市	観光交流課	〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ41番地	0761-72-7905
羽咋市	商工観光課	〒925-8501 羽咋市旭町ア200番地	0767-22-1118
かほく市	産業振興課	〒929-1195 かほく市宇野気ニ81番地	076-283-7105
白山市	観光課	〒924-8688 白山市倉光2丁目1番地	076-274-9544
能美市	観光交流課	〒929-0113 能美市来丸町1110番地	0761-58-2211
野々市市	地域振興課	〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地	076-227-6160
川北町	産業経済課	〒923-1295 川北町字老ツ屋174番地	076-277-1111
津幡町	産業振興課	〒929-0393 津幡町字加賀爪ニ3番地	076-288-6704
内灘町	地域産業振興課	〒920-0292 内灘町字大学1丁目2番地1	076-286-6708
志賀町	商工観光課	〒925-0198 志賀町末吉千古1番地1	0767-32-9341
宝達志水町	商工観光課	〒929-1492 宝達志水町子浦そ18番地1	0767-29-8250
中能登町	企画課	〒929-1721 中能登町末坂9部46番地	0767-74-2806
穴水町	観光交流課	〒927-8601 穴水町字川島ラの174番地	0768-52-3790
能登町	ふるさと振興課	〒927-0695 能登町字宇出津ト字50番地1	0768-62-8526

<申請手続き等の流れ>



8. 審査

(1) 審査方法

- ・事業計画書は、当連盟内に設置する審査委員会にて審査いたします。
- ・審査方法は、審査基準に基づいて採点評価を行い、点数上位者から採択を決定いたします。
- ・審査委員会は、非公開で行われ、審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

次のような観点から、審査を実施いたします。

審査項目	審査内容
新規性・独創性	・既存の事業にはない新規性・独自性があるか。
市場性・継続性	・将来的な需要・継続が期待できるか。
誘客への寄与度	・旅行商品化により、将来的な誘客が見込めるか。
経費の妥当性	・経費の算出や使途が妥当であるか。

(3) 採択件数 (予定)

20件程度

(4) 通知

- ・審査結果は、5月下旬をめどに、当連盟から書面で通知いたします。採択となった方については、別途、交付に係る手続きを行っていただきます。
- ・なお、採択された場合でも、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。

9. 補助金の交付

- ・採択決定後、当該年度に係る交付申請書を提出いただき、予算について確認した上で、交付決定となり、補助事業に着手することができます。
- ・その後、当該年度末に実績報告書を提出いただき（必要に応じ実地検査を実施の上）、精算払となります。

問い合わせ先：公益社団法人石川県観光連盟

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地（石川県観光戦略推進部観光企画課内）

TEL 076-225-1539 FAX 076-225-1129

<https://www.hotishikawa.jp>